

鳥獣保護管理法に基づく、最新の鳥獣保護管理制度の概要

特定鳥獣の保護・管理に係る研修会(初級編)
平成27年8月18日

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

鳥獣保護管理法に基づく、最新の鳥獣保護管理制度の概要

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の概要**
 - 鳥獣保護管理法の沿革
 - 鳥獣保護法改正の概要
 - 鳥獣保護管理法の体系
- 鳥獣保護管理及び狩猟に関する制度**
 - 鳥獣捕獲の枠組みの違い
 - 特定計画
 - 狩猟
 - 鳥獣保護区
- 鳥獣管理及び狩猟における現状と課題**
 - 野生鳥獣の分布(ニホンジカ、イノシシ)
 - ニホンジカによる生態系への影響
 - 鳥獣による農作物被害、森林被害の状況
 - 鳥獣被害防止特別措置法
 - 鳥獣保護管理法と鳥獣被害防止特措法の連携
 - 狩猟者数の推移
 - 鳥獣捕獲数(ニホンジカ、イノシシ)
- 課題の解決に向けた環境省の取組**
 - 課題への対応方向
 - 担い手確保対策
 - 効果的な捕獲を推進するための取組
 - 国立公園における被害防止対策
 - 広域的な取組の支援
- 平成26年度鳥獣保護法改正について**
 - 抜本的な鳥獣捕獲強化対策等
 - 鳥獣保護法の施行状況の検討
 - 鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置(中環審答申)
 - 鳥獣法改正の概要

(参考)

 - 統計処理による鳥獣の個体数推定について
 - ニホンジカの密度分布について
 - 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン、種々の保護及び管理レポート

1. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の概要

- 鳥獣保護管理法の沿革
- 鳥獣保護法改正の概要
- 鳥獣保護管理法の体系

(1. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の概要)

1-① 鳥獣保護管理法の沿革

○ 我が国における鳥獣法制は、その時代時代により変化する多様な要請を受け、公共の安寧秩序の維持に重点を置いたものから、鳥獣保護管理にも重点を置いた制度に見直し。

<p>明治6年 鳥獣捕獲規則の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> 統制のみ規制の対象 統制の免許鑑札制 統制期間を10月15日～翌年4月15日まで 日没から日出までの間、人家が密集している場所等での統制を禁止 <p>明治25年 狩猟規則の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> 猟具の規制範囲に、網罟、わな罟を追加 捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定 <p>明治28年 狩猟法の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> 職猟と遊猟の区別を廃止 <p>大正7年 狩猟法の制定(全面改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣の指定 狩猟鳥獣についても、ひな・卵の捕獲・採取を禁止 <p>昭和25年 狩猟法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護区制度の創設 保護鳥獣の飼養許可証制度の導入 	<p>昭和38年 鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律(改称)</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護思想の明確化 鳥獣保護事業計画制度の創設 <p>※ 昭和46年 林野庁から環境庁に移管</p> <p>平成11年 鳥獣保護法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定鳥獣保護管理計画制度の創設 国と都道府県の役割の明確化 <p>平成14年 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定(ひらがな化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定猟法禁止区域制度の創設 捕獲鳥獣の報告を義務化 <p>平成18年 鳥獣保護法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 網・わな免許の分離 鳥獣保護区における保全事業の実施 輸入鳥獣の標識制度の導入 <p>※ 平成19年 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村への捕獲許可権限の委譲
---	---

1-② 鳥獣保護法改正の概要

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年通常国会 法律第46号)


※ 平成26年5月30日公布、平成27年5月29日施行(ただし、5③のみ公布日施行)

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による**自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化**
- 狩猟者の**減少・高齢化等**により鳥獣捕獲の担い手が減少
- **鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要**

改正内容

- 題名、目的等の改正
- 施策体系の整理
- 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
- 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入
- その他
 - 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可
 - 網罟免許及びわな免許の取得年齢の引き下げ
 - 公務所等への照会規定の追加



1. 題名、目的等の改正(第1条・第2条)

【題名】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

↓

鳥獣の保護及び**管理並びに**狩猟の適正化に関する法律

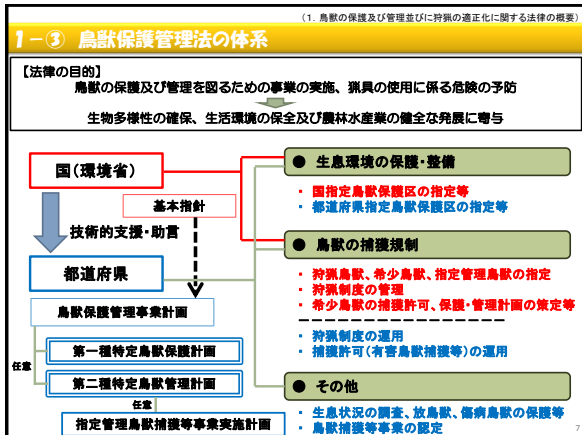
【目的(第1条)】

この法律は、鳥獣の保護**及び管理**を図るための事業を実施するとともに、**鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて**猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護**及び管理並びに**狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保(生態系の保護を含む、以下同じ。)、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

【定義(第2条)】

生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、

- 鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息地の水準及びその生息地の範囲を維持すること
- 鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること



2. 鳥獣保護管理及び狩猟に関する制度

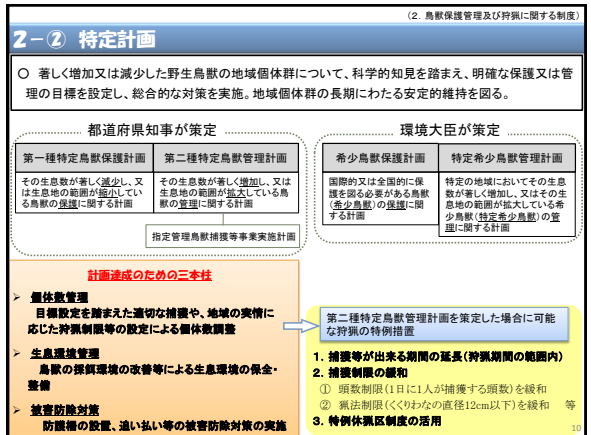
- ① 鳥獣捕獲の枠組みの違い
- ② 特定計画
- ③ 狩猟
- ④ 鳥獣保護区

(2. 鳥獣保護管理及び狩猟に関する制度)

2-1 鳥獣捕獲の枠組みの違い

○ 鳥獣保護管理法では、狩猟と許可捕獲を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止。
○ 有害捕獲や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲する場合は、都道府県知事等の許可が必要。

分類	狩猟(登録狩猟)	狩猟(登録狩猟)以外			
		許可捕獲	鳥獣の管理(有害捕獲)	鳥獣の管理(個体数調整)	指定管理鳥獣捕獲等事業
目的	学術研究、鳥獣の保護、その他	学術研究、鳥獣の保護、その他	農林業被害等の防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣(48種) ※ 狼、ひなを除く	鳥獣及び卵	第二種特定鳥獣	指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)	
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可(危険猟法等については制限あり)			
実施時期	狩猟期間	許可された期間(通年可)		事業実施期間	
実施区域	鳥獣保護区や休猟区等の狩猟禁止の区域以外	許可された区域		事業実施区域	
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県国の機関
捕獲実施者	狩猟者	許可された者		認定鳥獣捕獲等事業者等	
必要手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得		事業の受託	

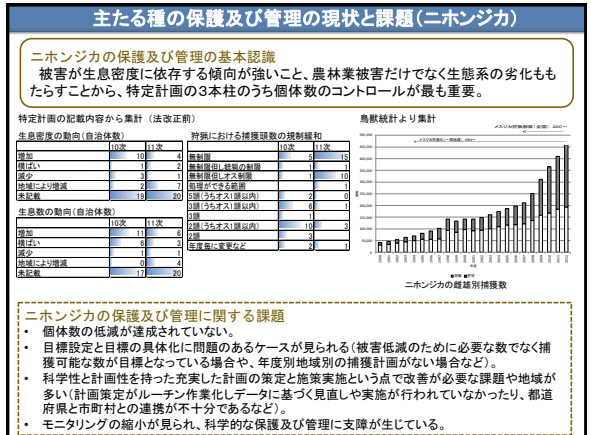


第一種特定鳥獣保護計画・第二種特定鳥獣管理計画の策定状況

特定計画は現在7種について策定されており、生息分布と策定状況の関係は以下のとおり。

種	狩猟鳥獣	策定都道府県数		主たる分布地域の カバー割合
		第一	第二	
ニホンジカ	○		39	100%+(39/38)
イノシシ	○		39	93%(39/42)
クマ類	○	9	12	68%(21/31)
ニホンザル			23	56%(23/41)
ニホンカモシカ			7	23%(7/30)
カワウ	○		4	9%(4/46)
ゴマフアザラシ			1	

狩猟鳥獣(ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ)の策定数が多く、特に、ニホンジカ及びイノシシは分布域のほとんどをカバーしている。ニホンザルについては、特に西日本での策定が進んでいない。
H24年度より主たる種について検討会を設置し、現状や課題の評価等を実施。次頁以降で紹介。



主たる種の保護及び管理の現状と課題(イノシシ)

イノシシの保護及び管理の基本認識
イノシシは狩猟資源として経済的な価値を有するものの、被害が大きいため個体数の抑制が優先されている。個体群の管理、被害防除、耕作地への進入路の遮断やイノシシを誘引する要因の除去、長期的には耕作地の配置や耕作地周辺の環境のあり方を含めた環境管理等を総合的かつ有機的に統合した取組が必要。

特定計画における評価指標(単位:体数)

項目	10次	11次
分布域	2	14
被害率	2	2
群れ数	2	2
捕獲数(全数)	2	2
被害状況	2	2
被害対策	2	2
モニタリング	2	2
その他	2	2

イノシシの年代別平均捕獲推移

鳥獣対策プロジェクトチーム等の組織

- 被害防除を中心に行うための「鳥獣対策プロジェクトチーム」といった組織づくりが、主に西日本を中心に進んでいる。
- 11次計画に記載があるのは8府県
- 対象はイノシシに限らないものと考えられるが、環境と農業の部局間や本庁と地方部局等の間の連携が図られていると評価できる。

イノシシの保護及び管理に関する課題

- 個体群管理の方針が明確でない(狩猟資源としての管理方針や、分布拡大地域への対応方針(根絶してもいいの?)、生息数・個体群動態を推定するための手法が確立されていない)
- 被害対策の目標は、捕獲数ではなく被害の減少であるが、捕獲数以外の目標については達成状況の評価が難しい。地域や集落単位でのきめ細かな目標設定と被害把握が重要。
- 施策を実施するための体制づくり、連携が十分とは言えない。特に農林水産行政としての被害対策が重要な種であり、連携が重要。

主たる種の保護及び管理の現状と課題(ツキノワグマ)

ツキノワグマの保護及び管理の基本認識
個体数が回復するまでは狩猟禁止等の地域個体群の回復措置(健全に維持されている地域では持続可能な狩猟を否定しない)とともに、人身被害・農林業被害の減少・予防措置をとる。

一方で、近年数年おきに起こる大量出沒やそれに伴う大量捕獲に適切に対応できるような体制整備が必要。また、本州では分布拡大が見られることから、広域の保護及び管理の重要性・効率性が指摘されている。

生息動向(第10次→11次)

- 生息数: 増加12%/変化なし3%/減少1%
- 分布域: 拡大・やや拡大11%/変化なし1%

ツキノワグマの捕獲推移(1923-2011年度)

ツキノワグマの保護及び管理に関する課題

- 管理目標の一つである「個体群の維持・回復」を評価することが難しい(調査コストが高い等)。
- 人身被害が深刻な問題であり、人間活動域への分布拡大防止対策(里山排除地域の設定等)が必要。
- 大量出沒が起こることを前提とした管理手法の確立が必要。
- 広域保護管理の取組が十分進んでいない地域がある。
- モニタリングを含む保護及び管理に要する経費の確保が困難。
- シカやイノシシの捕獲強化に伴う錯誤捕獲増加への準備が必要。

主たる種の保護及び管理の現状と課題(ニホンザル)

ニホンザルの保護及び管理の基本認識
ニホンザルの保護及び管理の目的は、農業被害及び生活環境被害の軽減であり、それを達成する方策は被害防除と個体群管理。被害防除には直接的な防除(罠等)による罠罿、追い払い)とサルの誘引回避(集落環境整備、餌の除去等)があり、集落ぐるみの取組が重要。

ニホンザルの個体群管理は、シカやイノシシと異なり、個体数や密度のコントロールではなく、群れのコントロール。状況に応じた加害個体の捕獲、群れの規模の管理、群れ数の管理であり、あわせて分布域の管理が重要。

分布域(第10次→11次)

項目	増減
拡大	10
変化なし	4
縮小	1
不明・記載なし	4

農作物被害額の推移

群れ数(第10次→11次)

項目	増減
増加	5
変化なし	4
減少	3
不明・記載なし	7

ニホンザルの保護及び管理に関する課題

- 特定計画の策定が進んでいない。科学的・計画的な保護及び管理が不可欠であり、計画の策定が求められる。
- 計画の目標が具体的でない。
- 群れの状況の把握が十分でない。
- 捕獲数は増加しているが、多くの地域で被害が減少していない。
- 被害防除は地域的・局所的には一定の成果を上げているが、全体としては不十分。
- 地域間や組織間、諸計画間の連携が必ずしも実効性のあるものとなっていない。

主たる種の保護及び管理の現状と課題(カワウ)

カワウの保護及び管理の基本認識
以前は被害発生場所での個別の防除対策や有害捕獲の実施が主な対策であったが、近年各地で簡便なねぐら除去技術や高効率な捕獲技術等の新たな個体群管理手法が見出され、生息状況や被害状況の変化に応じて、実施すべき方策について基本的な考え方を示すことが可能となった。カワウの特性を踏まえ、広域的な視点を持って情報と体制を整備した上で、科学的・計画的に計画を立て、関係主体の連携のもと、複数の管理手法を組み合わせて、地域ごとに最適な対策を実施していくことが必要となる。

カワウの保護及び管理に関する課題

- 取組みが行われている都道府県数に比べ、計画を策定している都道府県が少ない。計画を策定して運用するための人員と予算が不足している。
- 広域協議会の体制の強化が必要。(都府県内部の連絡体制が弱体化しているところや予算等の事情により生息状況調査が実施できない都府県があること、被害状況等の違いによる意識の温度差など)

平成16年に公表した「カワウ特定計画技術マニュアル」について、より具体的かつ実践的な内容とすべく見直し作業を行い、平成25年10月に「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き(カワウ編)」として作成・公表。

2-③ 狩猟

(2. 鳥獣保護管理及び狩猟に関する制度)

○ 狩猟とは、法定猟法により狩猟鳥獣の捕獲等を行うことであり、狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲等は禁止。
○ 狩猟を行うためには、狩猟免許を取得した上で、狩猟をしようとする都道府県に狩猟者登録が必要。

法定猟法及び法定猟具

- 銃器・装薬銃又は空気銃
- 網: むそう網、はり網、つき網及び投げ網
- なわ: なくわな、はこわな、はこおし及び悪いわな

狩猟鳥獣

大正7年 狩猟鳥獣の指定
昭和38年 65種(鳥類47種、獣類18種)
昭和50年 48種(鳥類31種、獣類17種)
平成0年 41種(鳥類29種、獣類12種)
※三つ折り、ムクリ、ニホンジカ(雌)、ハクビシン、アライグマ、ミンクを追加
平成19年 49種(鳥類29種、獣類20種) ※ワカウを追加
平成25年 48種(鳥類28種、獣類20種) ※ワカウの指定を解除

狩猟免許所持者
平成24年度 約18万人

免許の種類

種類	必要な猟法	必要な猟具
網猟免許	網を使用する猟法	網
わな猟免許	わなを使用する猟法	わな
第1種銃猟免許	銃器を使用する猟法	銃器
第2種銃猟免許	空気銃を使用する猟法	空気銃

狩猟鳥獣の捕獲等を行うことが出来る期間

北海道以外: 11月15日～2月15日
北海道: 10月1日～2月15日
※狩猟期間は10月15日(北海道は9月15日)～4月15日(第2次)であるが、第1次第2次の規定により、捕獲等を行うことが出来る期間を限定(特定計画の策定により延長が可能)17

2-④ 鳥獣保護区

(2. 鳥獣保護管理及び狩猟に関する制度)

○ 環境大臣又は都道府県知事が、鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域を鳥獣保護区に指定。
○ 鳥獣保護区内においては狩猟が禁止されるほか、特別保護地区内では一定の開発行為を規制。

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区(法第28条)	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる区域に指定。環境大臣は、国勢の又は全国的な鳥獣の保護の見地から重要な区域の区域については、国定鳥獣保護区に指定。	・狩猟を禁止 ・20年以内 期間は更新が可能	
特別保護地区(法第29条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる区域に指定。	【許可等行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・本庁の伐採	鳥獣保護区の存続期間の範囲内
特別保護指定区域(令第2条)	鳥獣保護区の区域内において、人の立ち入り、車の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定。	【許可等行為】 ・植物の採集、動物の捕獲等 ・火入れ又はたき火 ・噴射、殺菌等 ・動力船の使用 ・犬等を入れること ・野外レクリエーション等	特別保護地区において、区域と期間を定める

※鳥獣保護区指定状況(国指定、都道府県指定とも平成27年1月1日現在)

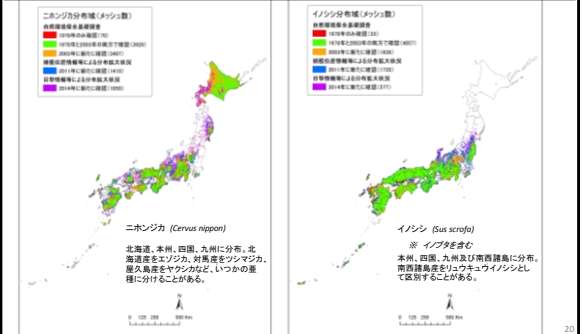
鳥獣保護区	国指定		都道府県指定	
	箇所数	面積(km ²)	箇所数	面積(km ²)
鳥獣保護区	82	585	3,714	3,065
うち特別保護指定区域	2	1	3	6

3. 鳥獣管理及び狩猟における現状と課題

- ①野生鳥獣の分布(ニホンジカ、イノシシ)
- ②ニホンジカによる生態系への影響
- ③鳥獣による農作物被害、森林被害の状況
- ④鳥獣被害防止特別措置法
- ⑤鳥獣保護管理法と鳥獣被害防止特措法の連携
- ⑥狩猟者数の推移
- ⑦鳥獣捕獲数(ニホンジカ、イノシシ)

3-① 野生鳥獣の分布(ニホンジカ、イノシシ)

○ 36年間で全国の分布メッシュ数がニホンジカで約2.5倍、イノシシで約1.7倍に拡大。

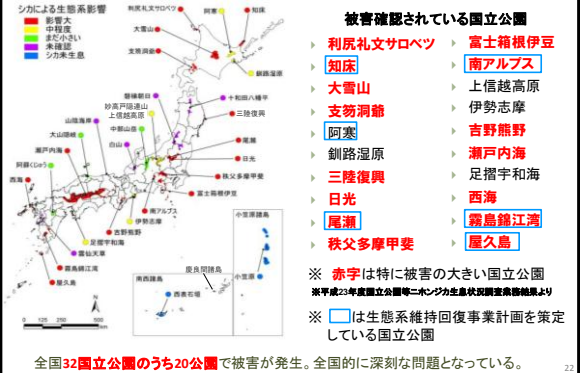


3-② ニホンジカによる生態系への影響 (1)

- ニホンジカが樹皮を環状に剥皮することで樹木が枯死し森林が衰退。
- 地表に生える植物を過度に食べることで生態系が単純化。



3-② ニホンジカによる生態系への影響 (2)



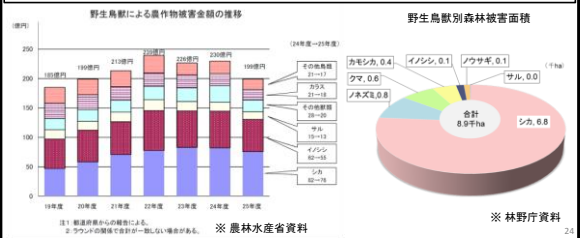
3-② ニホンジカによる生態系への影響 (3)

- 全国32国立公園のうち20の国立公園で生態系等への影響が深刻化。



3-③ 鳥獣による農作物被害、森林被害の状況

- <農作物被害>
- 農作物の近年の被害総額は、200億円前後で高止まり。獣類の被害が約8割。
 - さらに、鳥獣被害は當農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字に現れる以上に農山漁村に深刻な影響。
- <森林被害>
- 平成25年度のニホンジカ等による被害面積の都道府県合計は約9千ヘクタール。
 - ニホンジカによる枝葉の食害や剥皮被害が全体の約7割。



3-4 鳥獣被害防止特措法

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
 【法律の目的】 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与

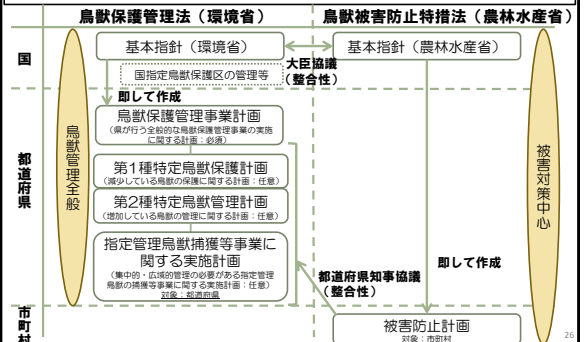
農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成

基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成
 平成27年4月末現在、1,428市町村で策定*

- (具体的な措置) ※都道府県と協議中のものを含む
- 権限委譲：都道府県に代わって、**市町村**自ら被害防止のための鳥獣保護法の**捕獲許可の権限**を行使(権限委譲)
 - 財政支援：**特別交付税の拡充**(計画作成後の経費等の経費：交付率5割→8割)、**補助事業による支援**(捕獲・追い払い、侵入防止柵、食肉処理加工施設など)など、必要な財政上の措置
 【農林水産省】鳥獣被害防止総合対策交付金(平成27年度予算:95億円 / 平成26年度補正予算20億円)
 - 人材確保：鳥獣被害対策実施隊を設け(平成27年4月末現在986)、民間隊員については非常勤の公務員とし、**狩猟税の軽減措置**、当面の間、隊員等に銃刀法の猟銃所持許可時の技能講習免除等を措置

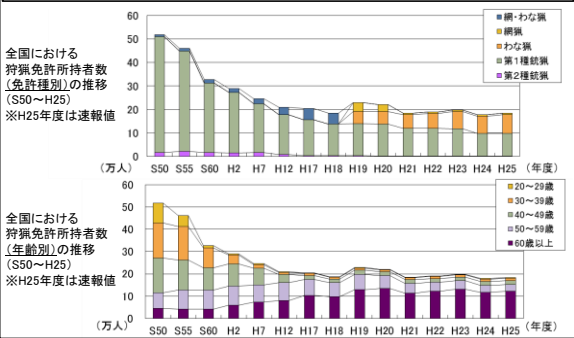
3-5 鳥獣保護管理法と鳥獣被害防止特措法の連携

- 鳥獣対策に関しては、環境省と農水省が関係。
- 環境省は鳥獣の保護・管理に関する全般を対象に役割を果たし、農水省は農林水産業被害の対策が中心。



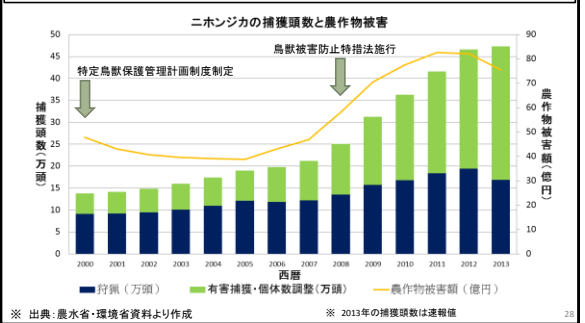
3-6 狩猟者数の推移

- 狩猟免許所持者は年々減少。最近40年間で約35%まで減少(52万人→18万人)。わな猟は増加。
- 高齢者の占める割合が高くなっており、平成23年度では60歳以上の割合が約66%(13.1万人)。



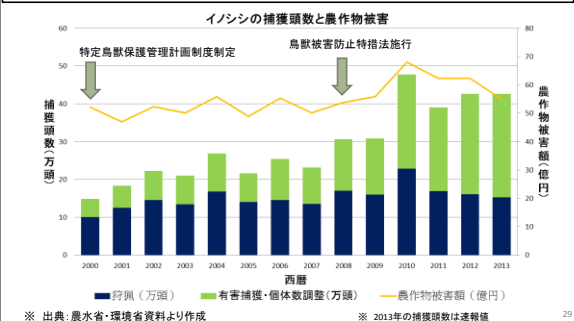
3-7 鳥獣捕獲数(ニホンジカ)

- 平成25年度の全国の捕獲数(速報値)は47.3万頭。13年で約3.4倍
- 捕獲頭数に占める有害捕獲・個体数調整の割合は13年で約35%から65%に増加



3-7 鳥獣捕獲数(イノシシ)

- 平成25年度の全国の捕獲数(速報値)は42.6万頭。13年で約2.9倍
- 捕獲頭数に占める有害捕獲・個体数調整の割合は13年で約32%から64%に増加



4. 課題の解決に向けた環境省の取組

- ① 課題への対応方向
- ② 担い手確保対策
- ③ 効果的な捕獲を推進するための取組
- ④ 国立公園における被害防止対策
- ⑤ 広域的な取組の支援

(4. 課題の解決に向けた環境省の取組)

4-1 課題への対応方向

○ 鳥獣による被害の防止に向け、捕獲の担い手確保、鳥獣保護管理に携わる人材育成、効率的な捕獲手法の検討、広域協議会の設置、国立公園における被害対策等を実施

- 1 狩猟者の減少・高齢化が続く中で、捕獲従事者を増やす方策の検討
 - ▶ 狩猟者だけでなく、農家等の被害者や民間事業者等の参加促進が必要
 - ・**新たな担い手の育成に向けたフォーラム開催**
- 2 効果的な捕獲を推進するための技術と体制の検討・普及
 - ▶ 地域の特性に応じた大規模かつ効率的な捕獲手法の検討、個体数推定精度の向上と特定計画への反映
 - ・**大型囲いわな、高度な射撃技術の実証**
 - ・**鳥獣保護管理に関する人材登録事業、地方自治体職員を対象とした研修等の実施(初級、上級編)**
- 3 都道府県域をまたいで広域に分布・移動する鳥獣に対する適切な保護管理の推進
 - ▶ 広域協議会の設置や広域指針の策定
 - ・**カワウ(3地域)、ニホンジカ(1地域)、ツキノワグマ(1地域)について広域指針の策定等を実施**
- 4 国立公園等における自然生態系被害の低減
 - ▶ 国立公園等において、ニホンジカ被害の防止に向けた取組の推進
 - ・**被害防止網の設置、ニホンジカの捕獲、生息状況調査等を実施**

(4. 課題の解決に向けた環境省の取組)

4-2 担い手確保対策

○ 鳥獣捕獲の担い手となる若手狩猟者の育成を図るため、狩猟免許取得に向けたフォーラムを全国で順次開催。平成24年度、25年度、26年度で、合計約4,886人が参加し、うち6割が40歳代以下。

狩猟の魅力まるわかりフォーラム

【平成27年度開催予定】

○ H26年度、全国5箇所で開催
○ 一般来場者 全体で約1,100名
・**70%以上が40歳代以下**
・73%が狩猟免許未取得者
・狩猟のイメージが良くなった人

72%
参加後の狩猟免許取得希望者
74%

HPアドレス: <http://www.env.go.jp/nature/choji/effort/effort/>

(4. 課題の解決に向けた環境省の取組)

4-3 効果的な捕獲を推進するための取組

○ 鳥獣保護管理の専門家によるサポート体制の整備(人材登録事業)、鳥獣行政担当職員を対象とした研修、特定鳥獣の保護及び管理について検討する専門家会議の設置等を実施。
○ 効率的な捕獲手法(大型囲いわな、高度な射撃技術)の検討。

専門家の活用・研修等による人材育成

鳥獣保護管理に関する人材登録事業(H20～)
・**鳥獣保護管理プランナー、捕獲コーディネーター**
・**調査コーディネーター**の登録・情報提供

鳥獣行政担当職員を対象とした研修(H10～)
・特定鳥獣保護管理計画に関する研修の実施
H26は基礎(5種)、応用(ニホンジカ、ニホンカワウ、カワウ)

特定鳥獣の保護及び管理に関する検討会(H24～)
特定鳥獣(イノシシ、ニホンジカ等)の保護及び管理に関する基本的な考え方や課題、効果的なモニタリング方法や最新の対応事例等について種毎に整理し、「**保護及び管理に関するレポート**」として取りまとめ、都道府県へ情報提供

効率的な捕獲手法の検討

メスジカを選択的に捕獲する囲いわな(オスジカが入れないよう入口幅を検証)

シカを効果的に捕獲できる射撃手法(閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収)

(4. 課題の解決に向けた環境省の取組)

4-4 国立公園における被害防止対策

○ 国立公園において、自然公園法に基づく生態系維持回復事業等により、ニホンジカ被害の防止に向けた取組を積極的に展開。

樹木へのネット巻き(秩父多摩甲斐国立公園)

植生防護柵(南アルプス国立公園)

誘引柵
買入り口
シカ回収仕切り柵

囲いワナの設置(知床国立公園)

シカ行動追跡調査(吉野熊野国立公園)

(4. 課題の解決に向けた環境省の取組)

4-5 広域的な取組の支援

○ 広域的に分布又は移動する鳥獣の保護及び管理を適切に推進するため、広域協議会の設置、広域指針の作成、一斉追ひ払い(カワウ)等を実施。

【ツキノワグマ】
○白山・奥美濃地域
H20.11 白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域協議会設立
H21.3 白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域指針作成
【参加団体等】
国(環境省、林野庁)
関係5県(富山、石川、福井、岐阜、道県)
狩猟者関係団体、林業関係団体等

【カワウ】
○関東ブロック
H17.4 関東カワウ広域協議会設立
H17.11 関東カワウ広域指針作成
H25.3 広域指針改訂
【参加団体等】
国(環境省、水産庁、国交省)
関係11都県

【ニホンジカ】
○関東山地
H19.4 取組開始
H22.3 関東山地ニホンジカ広域指針作成
H24.3 広域指針改訂
【参加団体等】
国(環境省、水産庁、農水省)
関係6県(群馬、埼玉、東京、長野、山梨、神奈川(※))

○中部・近畿ブロック
H18.5 中部近畿カワウ広域協議会設立
H19.3 中部近畿カワウ広域指針作成
H24.4 広域指針改訂
【参加団体等】
国(環境省、水産庁、国交省)
関係15府県

○中国四国ブロック
H18.7 中国四国カワウ広域協議会設立
H27.8 中国四国カワウ広域指針作成
【参加団体等】
国(環境省、水産庁、林野庁、農水省)
関係9県

(4. 課題の解決に向けた環境省の取組)

4-5 広域的な取組の支援 (参考: 広域指針の位置づけ)

鳥獣保護管理法(環境省) ↔ 鳥獣被害防止特措法(農林水産省)

基本指針(環境省) ↔ 基本指針(農林水産省)

大臣協議(整合性)

鳥獣保護管理法(環境省)側:

- 国指定鳥獣保護地区の管理等
- 鳥獣保護管理事業計画(鳥が行う全般的鳥獣保護管理事業の実施に関する計画・必要)
- 第1種特定鳥獣保護計画(減少している鳥獣の保護に関する計画・任意)
- 第2種特定鳥獣管理計画(増加している鳥獣の管理に関する計画・任意)
- 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画

鳥獣被害防止特措法(農林水産省)側:

- 被害防止計画(国・都道府県)

両側共通/連携:

- 広域指針
- 被害防止計画(国・都道府県)

国と地方の連携、行政間の連携(環境行政、農林水産行政)強化を進めるとともに、狩猟者、地域住民、専門家等の多様な主体との連携が重要。

5. 平成26年度の鳥獣法改正について

- ① 抜本的な鳥獣捕獲強化対策等
- ② 鳥獣保護法の施行状況の検討
- ③ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置(中環審答申)
- ④ 鳥獣法改正の概要

(参考)

- 統計処理による鳥獣の個体数推定について
- ニホンジカの密度分布について
- 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン、種毎の保護管理レポート

37

(5. 平成26年度の鳥獣法改正について)

5-①. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策等(1)

抜本的な鳥獣捕獲強化対策(ニホンジカ、イノシシ) H25.12

- 生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシ等の野生鳥獣について、抜本的な捕獲強化に向けた対策を講じることとし、当面の捕獲目標(全国レベル及び都道府県レベル)を設定。シカ、イノシシの生息頭数の10年後までの半減を目指す。
- 捕獲目標達成に向けて、
 - ① 鳥獣保護法見直しによる新制度導入や規制緩和等、都道府県等の捕獲活動の強化(環境省)、
 - ② 鳥獣被害防止特措法に基づく市町村等の捕獲活動の強化(農水省)等の捕獲事業を実施。
- 捕獲強化に必要な従事者の育成・確保に向けた、
 - ① 鳥獣保護法見直しにより捕獲を専門に行う事業者の認定・育成(環境省)、
 - ② 鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊を早急に1000に増加させることや射撃場の整備(農水省)等の実施により、捕獲目標達成に向けた事業の展開を後押し。
- このほか、被害防除や生息環境管理等の施策を併せて推進。

HPアドレス: <http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort9.html>

38

(5. 平成26年度の鳥獣法改正について)

5-①. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策等(2)

ニホンザル被害対策強化の考え方 H26.4

- ニホンザルの被害対策としてこれまで行われてきた総合的対策(被害防除(柵の設置、追い払い)、生息環境管理(緩衝帯の設置、放因果樹の除去)、個体数管理(捕獲))について、今後、被害の軽減につながる効果的な捕獲を中心とした対策の考え方へと転換し、10年後までに加害群の数を半減することを目標として対策を強化。
- 捕獲目標達成に向けて、群れを単位とした対策として、加害群の排除を目指した徹底した管理を目指す。
 - ① 改正鳥獣保護法に基づく各都道府県の第二種特定鳥獣管理計画の策定を進め、被害の軽減につながる効果的な捕獲を重視した積極的な管理への転換。
 - ② 鳥獣被害防止特措法に基づく市町村における捕獲強化に向けて、加害群の実態把握と、状況に応じた捕獲等の取組を推進するとともに、緊急捕獲対策の活用や、ICTによる捕獲の効率化等を実施。

カワウ被害対策強化の考え方 H26.4

- カワウは、ねぐら等で無計画に駆除や追い出しを行うと、群れが分散したねぐら等を作り、結果的に被害が拡大。
- このため、カワウ対策は、被害を与えるねぐら等を把握し、そのねぐら等の個体数管理と被害地での被害防除活動を組み合わせながら、計画的に進めることが必要。
- 被害地から半径15km以内のねぐら等の分布管理と、それらを利用するカワウの個体数管理を進め、被害を与えるカワウの個体数を10年後(平成35年度)までに半減。
- 目標達成に向けて、都道府県単位での被害状況の把握と被害対策の計画作成を推進するとともに、被害状況を踏まえ、広域連携による被害対策を推進。

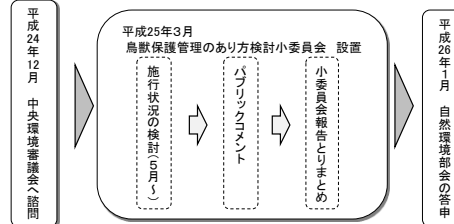
39

(5. 平成26年度の鳥獣法改正について)

5-②. 鳥獣保護法の施行状況の検討

- ニホンジカ、イノシシ等の生息域拡大と個体数増加により、希少な高山植物の食害、森林内の樹皮はぎ等の自然生態系への影響、農林水産業被害、生活環境被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化による鳥獣捕獲の担い手が不足

鳥獣保護管理に携わる人材の育成及び将来に誇り適切に機能する鳥獣保護管理体制の構築が急務



40

中央環境審議会 自然環境部会 鳥獣保護管理のあり方検討小委員会

検討の経緯

平成25年5月13日	第1回小委員会(現状と課題等)
5~6月	現地調査(知床、丹沢)
6月10日	第2回小委員会(関係団体ヒアリング等)
6月28日	第3回小委員会(関係法令、特定計画等)
8月7日	第4回小委員会(主な論点等)
9月10日	第5回小委員会(講ずべき措置)
10月16日	第6回小委員会(講ずべき措置)
11月6日	第7回小委員会(答申案)
11月18日~12月17日	<パブリックコメントの実施>
12月24日	自然環境部会(答申案案の中間審議)
平成26年1月	第8回小委員会(答申案)
	自然環境部会(答申)

小委員会 委員名簿

臨時委員	(五十名程、各務科)	委員長
○石井 信夫	東京女子大学現代教養学部教授	
尾崎 清明	(公財)山鹿鳥獣研究所副所長	
小泉 透	(独)森林総合研究所研究コーディネーター	
染 英昭	(公社)大日本農会会長	
(土庫農業部会)	(公財)中央果菜協会副理事長	
高橋 徹	(一社)大日本猟友会総務委員会委員長代理	
専門委員		
磯部 力	国学院大学法科大学院教授	
坂田 宏志	兵庫独立大学自然・環境科学研究所准教授(兵庫県森林動物研究センター主任研究員)	
汐見 明男	全国町村会政務調査会財政委員会委員長(京都府井手町長)	
羽山 伸一	日本獣医生命科学大学獣医学部教授	
福田 珠子	全国林業研究グループ連絡協議会副会長	
三浦 慎悟	早稲田大学人間科学学術院教授	

41

5-③. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置(中環審答申)

- 鳥獣被害の現状と課題を踏まえ、鳥獣保護管理に携わる人材の育成及び捕獲体制の強化等が急務

鳥獣管理の充実

- > 深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシ等について、従来の捕獲規制とその解除による鳥獣の「保護のための管理」という考え方から、積極的な「管理(マネジメント)」に転換。

- | | |
|---|---|
| <h4>都道府県等による捕獲の強化</h4> <ul style="list-style-type: none"> > 全国的に被害が深刻化しているシカ等について、都道府県や国が計画に基づく捕獲事業を実施 ※捕獲事業に係る規制緩和の例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲許可を不要とする ・ 夜間の銃による捕獲を可能とする(認定事業者が行う場合) | <h4>鳥獣管理体制の強化</h4> <ul style="list-style-type: none"> > シカ等の捕獲を行う事業者を認定する制度を創設。捕獲許可手続きを簡素化し事業の円滑な実施を支援。 > 地域の若い捕獲従事者を確保する観点からわな猟・網猟の免許取得年齢(現20歳以上)を引き下げ |
|---|---|

- ### 被害防止のための捕獲の促進に向けて
- > 国がシカ等の個体数の調査や都道府県の取組の評価を行う等、都道府県に対する指導力を発揮
 - > 被害の状況や捕獲の意義・必要性について国民の理解を醸成
 - > その他、住宅地への鳥獣の出没への麻酔銃による対応等

鳥獣保護法の改正も含めて対策を強化

42

5-4. 鳥獣法改正の概要

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律 (平成26年通常国会 法律第46号)

※ 平成26年5月30日公布、平成27年5月29日施行(ただし、5、3のみ公布日施行)

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
- 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正
2. 施策体系の整理
3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入
5. その他
 - ① 住居集落地域等における麻酔銃猟の許可
 - ② 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ
 - ③ 公務所等への照会規定の追加



1. 題名、目的等の改正(第1条・第2条)

【題名】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

【目的(第1条)】

この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、**鳥獣による生活環境・農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて**猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び**管理並びに**狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保(生態系の保護を含む。以下同じ。)、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

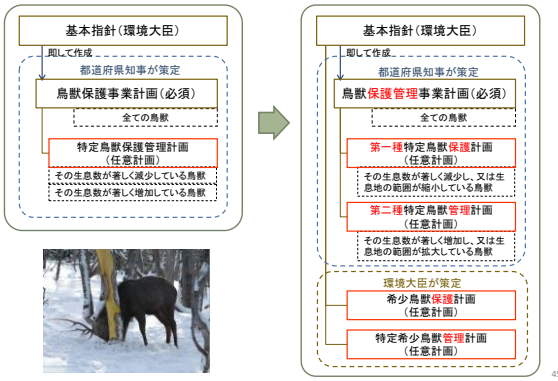
【定義(第2条)】

- 生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
- 鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息地の水準及びその生息地の範囲を維持すること
 - 鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理(第3条、第4条、第7条～第7条の4)

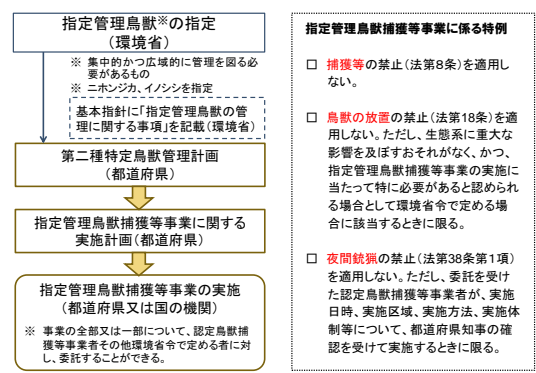
【現行】

【改正法】

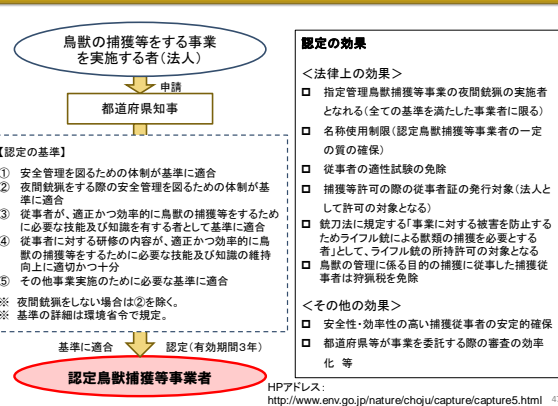


3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設(第14条の2)

【指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ】



4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入(第18条の2～第18条の10)



5. その他

1. 住居集落地域等における麻酔銃猟の許可(第38条・第38条の2)

都道府県知事の許可を受けた者は、生活環境に係る被害の防止のため、住居集落地域等において麻酔銃を使用した鳥獣の捕獲等ができることとする。
2. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ(第40条)

狩猟免許のうち、網猟免許及びわな猟免許については、欠格事由を「20才に満たない者」から「18才に満たない者」に引き下げる。
3. 公務所等への照会規定の追加(第75条の2)

この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとする。(狩猟免許の欠格事由等に係る情報提供を求めるための法的根拠を整備するもの。)

(参考) 統計処理による鳥獣の個体数推定について

(H27.4.28公表)

統計手法による 全国のニホンジカ及びイノシシの 個体数推定等について

平成27年4月
環境省自然環境局

40

全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定

- 平成25年8月に、捕獲数等を基にして全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定を実施。
- これを踏まえ、環境省及び農林水産省では、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成25年12月）において、「ニホンジカ及びイノシシの生息数を10年後（平成35年度）までに半減※」することを当面の捕獲目標に設定。
※平成23年度を基準。
- 環境省では、捕獲目標の進捗状況を確認するため、今後継続して、全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定を実施。
- 今回、ニホンジカについては、都府県単位で個体数推定を実施したことから、その結果を活用した方法で、全国のニホンジカの個体数推定を新たに行った。

※ 北海道では、先進的に同様の手法を用いて独自に推定していることから、今回は別で扱うこととした。

※ イノシシについては、平成25年8月に実施した方法を継続した。

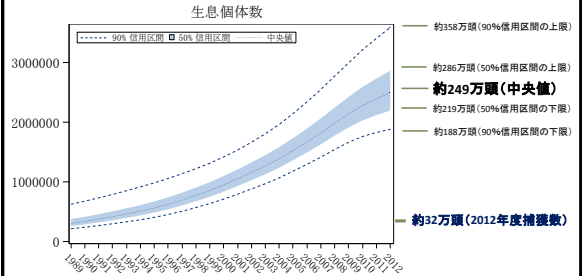
統計手法による個体数推定

- 捕獲数や捕獲効率（努力量あたりの捕獲数）は、生息数に関連する数値（生息密度指標）と捉えることができる。
- ニホンジカについては、都府県単位の個体数推定結果を用いて、全国の個体数を推定※。推定値をもとに、抜本的な鳥獣捕獲強化対策の目標を踏まえ、生息数の将来予測を実施。
- イノシシについては、前回と同様に、全国の捕獲数を用いて、全国の個体数を推定※。
- 統計手法の性質として推定値には幅があるが、今後の鳥獣管理の目安として活用するものであり、随時新たなデータが得られたら見直しを行っていく。

※ 「階層ベイズ法」という統計手法を用いた。推定には兵庫県立大の坂田宏志准教授の協力を得た。

個体数推定の結果（ニホンジカ）

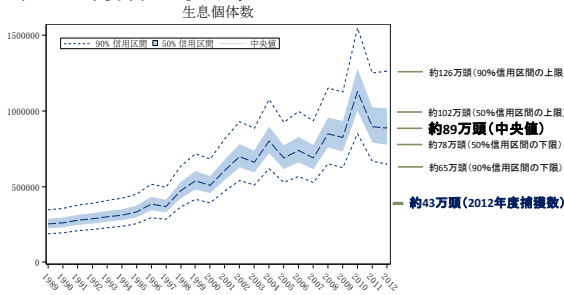
都府県単位の推定結果を活用して全国の個体数推定を行ったところ、全国のニホンジカ（北海道除く）の個体数は、中央値で249万頭（2012年度末）となった。



(参考) 2012年度の北海道の推定個体数は約59万頭（北海道資料）

個体数推定の結果（イノシシ）

1989～2012年度までの捕獲数を用いて全国の個体数推定を行ったところ、全国のイノシシの個体数は、中央値で89万頭（2012年度末）となった。

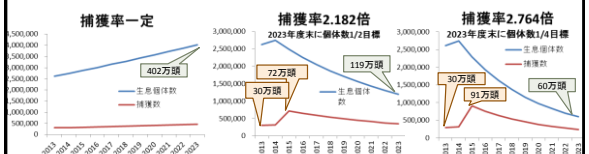


将来予測（ニホンジカ）

2015年度から対策を強化し、2023年度の捕獲目標（ニホンジカの個体数を10年後までに2011年の個体数から半減）を達成するために必要な捕獲率、及び、2011年の生息数から1/4にする場合について、将来予測を行った。以下の数値はいずれも中央値。

- 捕獲率※を維持 → 402万頭（2023年度）
- 捕獲率を2.182倍 → 119万頭（2023年度、2011年度の約1/2）
- 捕獲率を2.764倍 → 60万頭（2023年度、2011年度の約1/4）

※ 捕獲率：推定個体数に対する捕獲数の割合



(参考) 統計手法による鳥獣の個体数推定について

□ 未知の数値について、複数の関係する数値や事前の知識をもとに、全ての可能性のある数値を試して説明可能な数値を探していく手法(階層ベイズ法)を用いた。近年発達した統計学的手法に、コンピューターの性能向上が合わさって活用可能となった。

□ 今回の推定については、例えばシカについて、

① **個体数(翌年) = 個体数(ある年) × 自然増加率 × 捕獲数** で表される。

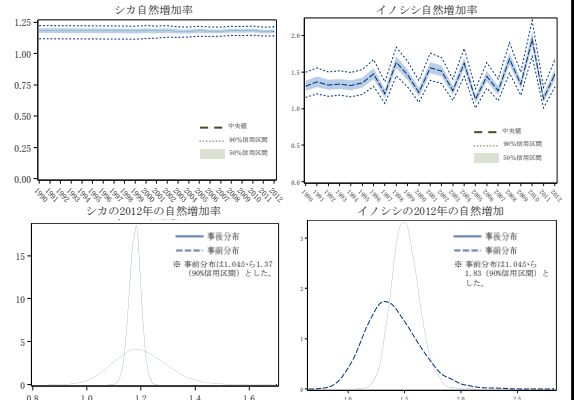


② また、**個体数(翌年) = 個体数(ある年) × ある年と翌年の生息数指標の変化率** の数式でも表される。生息数指標には、今回は捕獲数及び狩猟者登録数(銃、わな)あたりの捕獲数を用いた。捕獲数は、同じ努力量かけた場合個体数が多いほど捕獲数も多くなることから、生息数指標とできる。

理論的には、①、②の連立方程式を解くことにより個体数が算出できるが、自然増加率や生息数指標は、自然条件や社会条件の変化等もあり毎年変動し、単純に計算できないことから、確率統計の分析手法を適用して算出した。

※ ニホンジカの自然増加率は、都府県別の推定結果に基づき計算した(2012年度の中央値は1.18となった)。

(参考) 自然増加率の推定結果

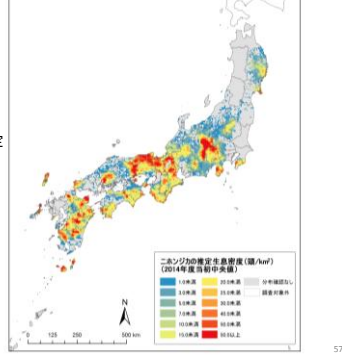


(参考) ニホンジカの密度分布について

- 関東山地からハケ岳、南アルプスにかけての地域や近畿北部、九州で高い状態であると推定。
- 都府県内においても、密度が高い場所と低い場所があり、地域的な濃淡がある。

結果の活用について、例えば

- ①ニホンジカの捕獲を強化すべき地域の抽出
- ②ニホンジカの密度管理の目標設定
- ③広域管理に向けた情報共有



(参考) 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン、種毎の保護及び管理レポート

○ 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン:
特定計画を策定する際の具体的な進め方や、保護及び管理の目標設定の考え方を示したガイドライン。

○ 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン
ニホンジカ編、イノシシ編、ニホンザル編、クマ類編、カモシカ編

○ 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き
カワウ編
・ニホンジカ、ニホンザルについて、H27改訂に向けH26から検討中
・クマ類について、H28改訂に向けた検討を今年度開始

○ 種毎の保護及び管理レポート:
保護及び管理を進める上で特に重要な課題に関する分析や最新の知見・技術を収集しとりまとめたレポート。

○ 保護及び管理に関するレポート (H24~)
ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、クマ類、カワウ
・毎年度作成し、都道府県へ配付

・環境省HP(野生鳥獣の保護及び管理) <http://www.env.go.jp/nature/choju/index.html>